

# 大和市立鶴間中学校 部活動に係る活動方針

## 1 部活動の意義

大和市立鶴間中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動であり、スポーツや文化、科学等に親しませ、責任感や連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質や能力を育成するものである。

また、部活動は異年齢との交流の中で、自分の役割や責任を果たしたり、生徒同士や教師、指導員との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

## 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質や能力の基盤を育むことを目的とする。

したがって単に体力や技術の向上を目指すことに偏ることなく、公正に行動し、進んで規則を守り、お互いに協力して責任を果たすなどの社会生活に必要な生活態度を身に着け、スポーツや文化、科学等を愛好し、余暇を有意義に活用する習慣を身に着け、体力・気力の充実した心身ともに健康な生徒を育成することを目的とする。

## 3 活動計画の作成と運営方針

- (1) 部ごとに校長の承認を得た、年間活動計画と目標等を作成し、年度当初の部活動保護者会で説明し、理解と協力を得る。
- (2) 練習日や活動時間等については大和市部活動ガイドライン、鶴間中学校部活動に係る活動方針に基づき、実施する。
- (3) 大会やコンクール前等に朝練習や定期試験前に特別練習を行う場合には、事前に生徒や保護者の了承を得る。

## 4 活動内容

- (1) 学校の教育課程による教育活動が優先であるので、影響がないよう配慮して活動する。
- (2) 大和市部活動ガイドラインに沿って休養日を計画的に設けて、生徒に負担がないように配慮する。
- (3) 大会やコンクール前の特別練習や試合の日程等はできるだけ早めに生徒や保護者に周知する。
- (4) 朝練習や特別練習は部活動黒板に記載し、教職員全体にも周知する。
- (5) 大会日程等は早めに保護者に周知し、応援に行きやすい環境を作る。

## 5 指導と体制

- (1) 部活動の入部は自由加入とする。
- (2) 生徒の意見を取り入れ、生徒を中心とした部活動運営を図る。
- (3) 生徒の安全・安心に最大限配慮する。
- (4) 部活動は顧問の監督指導のもとで行う。
- (5) 教職員はできるだけ、部活動の顧問となり、顧問の複数体制を築く。
- (6) 顧問は生徒の過度な負担とならないように適切な指導を計画的に行う。
- (7) 顧問は体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) 顧問は生徒同士が年齢に関係なくより良い人間関係を築けるように努める。
- (9) 練習終了後など、常に活動場所の整備に努める。
- (10) 使用する用具の安全な取り扱い、管理、点検に努める。
- (11) 校外に移動するときは公共交通機関を利用し、原則として顧問が引率する。
- (12) 部活動顧問会を設置し、活動状況など情報を共有する。
- (13) 部活動顧問会で活動場所や長期休業の割り振りを決定する。
- (14) 部活動顧問会で市からの補助金の分配方法を決定する。
- (15) 各部で適宜、保護者会等を行い、顧問と保護者の協力体制を築く。

## 6 活動時間

- (1) 活動時間は練習内容を精選し、短く効率的な練習内容となるように努める。
- (2) 活動終了時刻
  - ①夏時間 18:30 (3月1日～10月31日)
  - ②冬時間 17:45 (11月1日～2月末)
- (3) 定期テスト1週間前から活動は停止する。ただし、中体連が主催する公式戦や発表会等が控えている場合は校長に申し出て、保護者の承諾を得た場合、特別練習を認める。
- (4) 新入生については、4月の活動は17:00までとする。
- (5) 朝練習は、7:30～8:15とする。(登校は7:15以降とする)

## 7 活動日と休養日

- (1) 学期中は、週あたり平日・休日ともに1日以上の休養日を設けることを基本とする。
  - 平日
    - ①朝練習、午後練習どちらか活動すれば1日活動したこととする。
    - ②休養日は朝練習、午後練習ともに活動しない日とする。
  - 休日
    - ①半日の活動日は、休養日を0.5日とする。
    - ②土日両日1日活動や大会等に参加した場合、1か月の中で他の休日に休養日を設ける。

- (2) 休養日①平日 年間52日以上の休養日を計画的に設ける。  
(週あたり平日1日以上を休養日とする)  
(1か月の中で最低1日は設定する)
- ②休日 年間52日以上の休養日を計画的に設ける。  
(全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする)  
(1か月の中で最低1日は設定する。)
- (3) 長期休業中の休養日も学期中に準じた設定をする。

## 8 朝練習

次の3つの場合に限り朝練習を週に2日まで行うことができる。ただし、疲れにより授業に影響が出ることのないよう注意するとともに、生徒の安全や健康に十分配慮する。

- (1) 大会やコンクール・演奏会等を控えている場合  
中体連が主催する公式の大会及びコンクールや演奏会等の2週間前より行うことができる。
- (2) 活動場所が限られている場合（体育館の使用回数が限られる場合）  
朝練習を行った日は午後の活動時間を短くする。
- (3) 日照時間が短く、放課後の活動ができない場合（冬時間 11月1日～2月末）  
外部活のみ認め、朝練習を行った日は午後の活動時間を短くする。